

報告第2号

専決処分(桐生市都市計画税条例の一部改正)の承認を求めるに
ついて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のと
おり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月18日提出

桐生市長 荒木 恵 司

専 決 処 分 書

桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市条例第 17 号

桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例

桐生市都市計画税条例(平成 10 年桐生市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 条の見出し中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同条中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改める。

附則第 12 条中「第 10 項、第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項若しくは第 44 項」を「第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、第 43 項若しくは第 46 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の桐生市都市計画税条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和 5 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 4 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和 5 年法律第 号)附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 12 条の規定の適用については、同項中「、第 43 項若しくは第 46 項」とあるのは、「若しくは第 43 項」とする。

報 告 説 明

報告第2号 専決処分(桐生市都市計画税条例の一部改正)の承認を求めるについて

地方税法等の一部改正に伴い、桐生市都市計画税条例について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、令和5年3月31日に専決処分をもって措置したものです。

主な内容は、地方税法が改正されたことにより生じた適用条項のずれを修正するものです。